

江府町告示第 46 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、次のとおり江府町長の職務を代理する者を設置する。

令和6年7月5日

江府町長 白石祐治

1 職務を代理する者の職氏名

江府町長職務代理者 江府町副町長 八幡 徳弘

2 職務を代理する期間

令和6年7月16日から江府町長選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第102条に規定する当選等の効力が発生するまでの間

3 公印の陰影

